

○大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則第5条第2号の知事が定める土砂埋立て等

平成27年6月16日

大阪府告示第870号

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成27年大阪府規則第81号）第5条第2号の知事が公示して定める土砂埋立て等を次のとおり定め、平成27年7月1日から実施する。

- 1 運動場において利用者が安全に運動を行うことができることを目的として管理者が行う土砂埋立て等
- 2 駐車場において道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第1項に規定する道路運送車両が円滑かつ安全に走行し、及び駐車することができることを目的として管理者が行う土砂埋立て等
- 3 現に農業の用に供されている農地内において農産物の品質を保つことを目的として行う土砂埋立て等
- 4 宅地（宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地をいう。）内の緑地の整備を目的として管理者が行う土砂埋立て等
- 5 道路（道路運送車両法第2条第6項に規定する道路をいう。）において、同法第2条第1項に規定する道路運送車両が円滑かつ安全に走行することができることを目的として管理者が行う土砂埋立て等

（注）令和元年6月3日 令和元年大阪府告示第190号により、第4号及び第5号が追加されました。